

## 輸入検査において規則改正までの当面の措置として実施する内容

| 検疫有害動植物                                | 地域  | 植物  | 検査方法  |
|--|-----|---|---|
| <i>Tomato brown rugose fruit virus</i> | ペルー | とうがらし ( <i>Capsicum annuum</i> ) 及びトマト ( <i>Lycopersicon esculentum</i> (= <i>Solanum lycopersicum</i> )) の生植物 (果実を除き、種子を含む。) であって栽培の用に供し得るもの | <p>(1) 種子について<br/> 検査単位ごとに種子 (試験研究用 (品種改良用を含む。) 及び商業用に輸入されるものに限る。) 400 粒について、「RT-PCR 法を用いたトマト苗および種子からの <i>Tomato brown rugose fruit virus</i>(ToBRFV) の検出」(横浜植物防疫所病菌担当作成) (参考資料 5) に基づき、RT-PCR 法を実施する。</p> <p>(2) 苗について<br/> 輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、検査単位ごとに 1% の苗から若葉 (1 苗当たり最低 1 葉) をサンプリングし、参考資料 5 に基づき、RT-PCR 法を実施する。</p> |